

J T U

埼玉高教組

ニュース

NO. 676

発行 埼玉高等学校教職員組合

〒330-0062

さいたま市浦和区仲町3-13-10

ヤギンタビル4F



くじら

教育復興に向けて支援の輪を広げよう!

TEL 048-823-4071

FAX 048-823-4072

Eメール saikojtu@maple.ocn.ne.jp

3月14日(木)日教組第113回臨時大会

～日教組は結成から77年 これからの100年に向けて～

組合の原点

開会宣言に続き能登半島地震被災者へ黙祷を行い大会は始まった。続いて石川高教組から自らが被災しながら、学校再建に向けて奮闘する教職員の状況が報告された。続く瀧本・日教組委員長は挨拶のなかで石川県教組発行の「教組いしかわ」1月25日付ニュースを紹介し、「組合の原点は、困っている職場の人たちが、課題に対し、団結の力で解決することを目的として集まった仲間の組織」であることをあらためて強調した。

署名70万筆を提出

日教組は働き方改革・給特法廃止を求める署名70万筆を前日3月13日、中教審・文科省に提出した。教員の勤務時間管理の不徹底の根本にある給特法廃止・抜本的見直しがなんとしても必要であるからだ。2019年12月の参院文教委員会で当時の萩生田文科大臣は「給特法などの法制的な枠組みについて根本から見直し」、「労働基準法の考え方とのずれがあるとの認識は見直しの基本」としていたのである。しかし中教審議論は大きく後退し、2023年5月には教職調整額の問題にすりかわってしまっている(今の「4%」を「10%」、とっていた議論が「8%」とされるほどに値切り議論もされている)。日教組は中教審の動きを注視し、中教審対策・文科協議を継続する。

全国の各組合からの発言

教職員組合は自らの賃金・勤務労働条件改善に

加え、子どもの教育に関わるすべての事柄を考える。全国の組合からの質問・意見、そして日教組回答の時間は2時間30分用意されていた。どのような観点がポイントとなったか、少しだけ紹介しよう。

「文科要請」被災しているのに「全国学力調査」を進めるのか? / 「空調」整備の予算化を / 「人員配置」代替職員がまったくない / 「賃金改善」定年延長と再任用賃金との格差 / 「学校保健」学校での医薬品の扱い / フッ素経口 / 「高校・県立学校」部活動 / 定員内不合格・入試の合理的配慮 / 高校再編 / インクルーシブの推進 / 寄宿舎指導員の断続的勤務

その他、日教組に対しても「女性参画」の本気度を問う意見、ジェンダー視点の重要性が指摘された。R4教育課程がようやく完成する高校に対し小中は新しい指導要領策定に動く。授業時間「5分弾力化」についても現在の「量」を維持するためには時間を削る余裕はない。文科は「国としても進めるものではない」としているのである。「遠隔授業」についても高校不登校が5万人から6万人へと増加するなか、緩和はなされても基本は対面であり、「双方向」であることが要件となる。

日教組は100年に向けて

大会の最後は新委員長の梶原・副委員長が挨拶。私たちは未来の教職員にどんな学校を残すことができるか。日教組が「学校五日制」を訴えて30年、「育児休業」を訴えて13年制度化にかかった。給特法も未来を見据えて取り組んでいくことが必要だ。日教組100年に向けて団結の決意が語られた。

報告 障害児教育部総会

臨時大会に併せて各専門部も行われたが、ここでは、3月10日日教組本部で行われた障害児教育部総会の様子を報告したい。1号議案で総括をし、2号議案で方針が示された。

早期発見・早期支援の目的は？

総務省は、16年1月、障害の早期発見に関し文科省・厚労省へ勧告を行った。それを受け文科省はガイドラインを示し、市町村が行う1歳児半・3歳児健康診査(厚労省)等(以下、就学前検診)がすすめられた。以前は就学时健康診断(文科省)が就学相談を通して振り分けに繋がっていたが、現在では「早期振り分け」に繋がっている実態がある。日教組は、本人・保護者の意向を最大限尊重した就学先の決定となるよう周知徹底することや、学籍一元化を求め文科省協議を行っている。

「インクルーシブな学校運営」とは？

現在、文科省は特別支援学校の教室不足解消についての予算措置(24年度まで)を行っており、全国で特支学校の新築、高校の空き教室等への増設が増えている。

更に23年3月文科省は「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議 報告」の中で、「インクルーシブな学校運営モデルの事業」を記載、24年度予算で7900万円が計上された。真のインクルーシブとなるよう文科省との協議を進めていくことが確認された。

障害者権利委員会からの勧告

今まで何度かこの紙面でお伝えしてきた上記の勧告だが、日教組は22年9月9日に勧告が出されるまでの間、政府報告に対するパラレルレポートの作成に携わった。レポートは「DPI障害者政策討論集会」を経て、JDF日本障害フォーラムのレポートとし

て権利委に提出された。レポートの主な内容は、障害者基本法16条の「可能な限り」の文言削除、「医学モデル」の視点である学校教育法72条及び81条1項にある「障害による学習上又は生活上の困難の克服」の改正、13年9月の就学先決定のシステム変更の周知・徹底、である。

文科省との協議

日教組は23年6月12日に文科省と協議を行ったが、主な要請項目は以下の通りである。

- 「学校教育法施行令の一部改正について(2013年通知)」にもとづき、本人・保護者の意向を最大限尊重した就学先決定となるよう、各教委に周知・徹底をはかること
 - 高校の定員内不合格について今後も実態を正確に把握するとともに、初等中等教育局長通知「高等学校入学者選抜について」(1997)にある「障害のある者については、障害の種類や程度に応じて適切な評価が可能となるよう、学力検査の実施に際して一層の配慮を行うと共に、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化を図ること。」を各教委に周知・徹底すること
 - 教育費の保護者負担軽減の観点から、特別支援教育就学奨励費の増額、及び支給対象該当校に高等学校を含めるとともに、負担率の学校間格差をなくすこと
 - 国連障害者権利委員会の総括所見の実現を図るため、「社会モデル/人権モデル」を重視した政策を実施すること。又、全ての学校段階において、インクルーシブ教育を推進するための具体的な達成目標・期間、予算を伴った国家行動計画を策定すること
- イタリアは50年かけて、障害のある子どもの99.3%が普通学級に通うようになった。我が国もそれくらいかかるだろうが、まずは一歩、早めの一歩である。

2024年度 第1回くじら会議

4/13 (土) 15:00~17:00 埼玉会館6B会議室

第2回 6/8 (土) 定期大会 7/13 (土)